議会改革特別委員会 報告書

目次

委員会の概要 [
─● ● ● ● 委員会協議事項 ─● ● ●
審議会等委員の議会選出の再検討6
議会報告会の開催 9
ソーシャルネットワークの活用16
政治倫理規程の策定・議員の品位について19
議長立候補制の導入 21
議員定数、議員報酬、政務活動費、費用弁償
議会基本条例の制定 27
議員間討議の導入
災害時の行動方針、感染症蔓延時の BCP、議会の BCP について 39
代表質問と一般質問 43
議長・副議長の会派所属について 46
外部サポート
会議録と資料の関連付け 54
SNS 等情報発信の基準 59
事務局改革 62
議会図書室改革
_
文書質問
請願者の意見陳述
反問権の付与 74
議会モニター制度
議長・副議長の常任委員会委員の就任81
議会報編集委員会の名称変更 83

委員会の概要

名称

議会改革特別委員会

委員構成

※委員定数は10名

(n m+h	一 次安貝疋剱は10名	氏名(会派)	
役職	R2.10.5~R4.12.22	R4.12.22~R5.2.17	R5. 2. 17∼
委員長	尾花 瑛仁 (上尾同志会)	尾花 瑛仁 (上尾同志会)	新道 龍一 (上尾同志会) ※委員長就任は R5. 2. 22~
副委員長	鈴木 茂	鈴木 茂	鈴木 茂
	(政策フォーラム・市民の声あげお)	(政策フォーラム・市民の声あげお)	(政策フォーラム・市民の声あげお)
委員	原田 嘉明	原田 嘉明	小池 佑弥
	(上尾同志会)	(上尾同志会)	(上尾同志会)
委員	新道 龍一 (上尾同志会)	新道 龍一 (上尾同志会)	原田 嘉明 (上尾同志会)
委員	小川 明仁	小川 明仁	小川 明仁
	(彩の会)	(彩の会)	(彩の会)
委員	井上 智則 (公明党上尾市議団)	井上 智則 (公明党上尾市議団)	井上 智則 (公明党上尾市議団)
委員	樋口 敦	樋口 敦	樋口 敦
	(政策フォーラム・市民の声あげお)	(政策フォーラム・市民の声あげお)	(政策フォーラム・市民の声あげお)
委員	轟 信一	轟 信一	轟 信一
	(日本共産党上尾市議団)	(日本共産党上尾市議団)	(日本共産党上尾市議団)
委員	戸野部 直乃 (公明党上尾市議団)	池田 達生 (日本共産党上尾市議団)	池田 達生 (日本共産党上尾市議団)
委員	池田 達生	長沢 純	長沢 純
	(日本共産党上尾市議団)	(公明党上尾市議団)	(公明党上尾市議団)

調査事件

議会活性化の推進に向けた調査検討をすることについて

設置年月日

令和2年10月5日(月)(令和2年9月定例会)

協議経過

回	開催年月日	内容
第1回	令和2年10月 5日(月)	・正副委員長の互選
第2回	令和2年10月28日(水)	・今後の進め方
第3回	令和3年 5月 7日(金)	・協議事項の概要説明・今後の進め方・議会改革に対する意見
第4回	令和3年 7月 7日(水)	・各会派からの協議事項に関する意見・PC持ち込みに関するルール・今後の進め方
第5回	令和3年 8月19日(木)	・PC持ち込みに関するルール ・今後の進め方
第6回	令和3年10月 6日(水)	 ・P C持ち込みに関するルール ・議会基本条例制定のスケジュール案 ・議会基本条例制定に向けた基本的な考え方 ・議会基本条例の骨子の議論の進め方 ・「議員間討議」の論点 ・議会のB C P

第7回	令和3年11月 9日(火)	・PC持ち込みに関するルール・議会基本条例を作る目的、あり方・「議員間討議」の論点・議会のBCP
第8回	令和3年12月 8日(水)	・議会基本条例・議員間討議・議会報告会・外部サポート・議会のBCP
第9回	令和4年 2月 2日(水)	・議会基本条例・議員間討議・議会報告会・外部サポート
第10回	令和4年 4月13日(水)	・議会基本条例 ・議員間討議
第11回	令和4年 5月27日(金)	・議会基本条例
第 12 回	令和4年 6月21日(火)	・委員の派遣
第13回	令和4年 7月22日(金)	・議会基本条例
視察	令和4年 7月25日(月)	オンラインによる視察を実施 <調査事項> ・議会報告会(意見交換会)について ・請願者の意見陳述について <視察先> ・上越市議会 ・堺市議会 ・大津市議会

第 14 回	令和4年 8月25日(木)	・議会基本条例 ・文書質問
第 15 回	令和4年10月19日(水)	・議会基本条例・反問権の付与・文書質問
第16回	令和4年11月17日(木)	・議会基本条例・反問権の付与・文書質問
第17回	令和4年11月28日(月)	・議会基本条例
第18回	令和4年12月16日(金)	・議会基本条例
第19回	令和5年 1月26日(木)	・議会基本条例
第 20 回	令和5年 2月22日(水)	・委員長の互選
第21回	令和5年 4月25日(火)	・議会基本条例
第 22 回	令和5年 5月23日(火)	・議会基本条例・外部サポート
第 23 回	令和5年 7月14日(金)	・SNS 等情報発信の基準・審議会等委員の議会選出の再検討・議長、副議長の常任委員会委員の就任・議長立候補制の導入・議長、副議長の会派所属

		※議会運営委員会と合同開催
視察	令和5年 8月 2日(水) ~ 8月 3日(木)	<調査事項> ・議会運営及び議会改革の取組について
	од 3ц (ж)	<視察先> ・福井県越前市 ・石川県加賀市
		・外部サポート
第 24 回	令和5年 8月23日(水)	・議会モニター制度
		・SNS 等情報発信の基準
		・SNS 等情報発信の基準
第 25 回	令和5年10月23日(月)	・議会報編集委員会協議結果
₩ 70 E	1415年10万23日(万)	・その他の協議事項
		・報告書
第 26 回	令和5年12月 5日(火)	・報告書及び委員長報告

審議会等委員の議会選出の再検討

概要

「附属機関の構成員に議会の議員を加えることは違法ではないが適当でない(昭和28.1.21行実)」という行政実例がある。審議会等の附属機関の構成員に議会の議員を加えることは、議決機関と執行機関との分立の趣旨から適当ではないとされるため、再検討を行うもの。

協議結果

<主な意見>

- ・議員選出は無くすべきだが、議会の議決事件と セットで考えた方がよい。
- ・専門性のある市民もたくさんいる。公募制の方 が審議を豊かにできる。
- ・次の任期の中で、審議会の委員選出と併せて、 情報共有の場の検討が必要である。
- ・議会との情報共有が選出理由では、全会派から 委員を選出していないため、理由にならない。
- ・委員の選任を変更するには条例改正が必要で あり、内容の検討には時間を要する。



<決定事項>

なし

協議內容

令和3年7月7日(第4回)

<審議会等委員の議会選出について>

政策市民	基本的には、選出しないということに賛成ではあるが、議会の議決事件となっていないような審議会に関しては慎重にやるべきである。今、議決事件になっているのは総合計画ぐらいなので、例えば、5年以上の計画を決めるような審議会、中長期的な計画を決める審議会においては、議決事件とセットで考えていった方がよい。
同志会	会派内ではまとまらなかった。重要な審議会等の結果については早期に常任委員会等に報告する等の点も含め、検討課題である。
共産党	議員が入っていると結構意見は出るが、専門性を持っている市民もたくさんいるので、公募制、一部公募制という形を取った方が、審議の中身を豊かにする意味で必要ではないかと思う。
公明党	基本的に議会選出はなくすべきという考えではあるが、個別に検討する必要もあるのではないかという意見もある。意識の高い市民の方というのもたくさんいるので、そういった方にぜひ審議会のメンバーになっていただきたい。審議会の内容が議会に伝わるようにすれば、議員の選出はなくなってもいいのではないかと考える。
彩の会	現状どおりでよい。最近は市政の情報が審議会等を通じてでしか議会側に入らなくなってきているという状態があるのではないかと思う。今後については個別に検討すればいいのではないか。

令和5年7月14日(第23回)

<審議会等委員の議会選出の再検討について>

政策市民	事前審査となり得る場合もあるという意見、議員が委員になりしっかりと議論した方が良いという意見、審議した内容を議会に報告すれば議員選出しなくても良いという複数の意見あり。減らした場合については、公募市民を入れる。
------	---

同志会	原則選出しない。付属機関の設置趣旨によっては選出が必要になる可能性も想定されるが、基本的には担当課の判断に委ねる。議会としての意見を聞きたい場合は都度参加を担当課から要請する方式も検討余地があると考える。
共産党	議員の審議会への出席は、今のところ問題はないと考える。 地域公共交通協議会のように、部長が 5 人も出ていることの方が問題。一定数市民の代表を(公募含め)出すべきと考える。人数の配分の 決め方も明らかにするべき。
公明党	法で定まっているようなもの以外は選出しない。
彩の会	審議会には、条例設置の会議もある。よって執行部側とも協議する必要があるのではないか。

⇒担当課に議員を入れている理由を文書で提出してもらい、協議することで決定。

令和5年8月23日(第24回)

担当課提出の選出理由・根拠について、事務局より資料を配布し、協議。

<審議会等委員の議会選出の再検討について>

政策市民	必要な理由で議会との情報共有とあるが、全ての会派から委員を選出しているところではないため、理由にならないと感じている。 議会で諮られるものに議員が委員として入るのは、おかしいという意見
	がある。議会に諮られないものは、議員として関わったほうが良い。
同志会	委員の選任を変更するには条例改正が必要であり、内容の検討には時間を要する。
	情報共有の仕方も併せて、継続的に考えていく必要がある。
	審議会の委員選出と併せて、情報共有の場の検討が必要である。
公明党	総合計画や地域創生総合戦略など重要なものは、議員が審議会の委員に入らなかったとして、執行部からもっと説明をすべきである。

[⇒]引き続き協議することで決定。

議会報告会の開催

概要

本会議の審議や委員会審査の内容など、議会活動について市民に報告するために議会報告会を開催する。

協議結果

<主な意見>

- ・開催する場所、回数、媒体等十分な議論が必要。
- ・急いで行うのではなく、調査をしながらじっくりと進めていくべきである。



<決定事項>

なし

協議内容

令和3年7月7日(第4回)

<議会報告会について>

政策市民	基本的にはやるべき。地域ごとに実施することも一つの方法という意見が会派であった。
同志会	引き続き議論が必要。デジタルサイネージを活用してはどうか。個人で市政報告会を行っている議員もいるため課題もある。
共産党	全国的にも行われており非常に重要なことで進める方向でよい。内容については十分な議論が必要。
公明党	反対するものではないが、十分な審議が必要。
彩の会	YouTube など、デジタル化を活用した形での報告会を検討してはどうか。

令和3年8月19日(第5回)

<今後の進め方について>

共産党 議論を進めるうえで、議会報告会とはどういうものなのか学習では最低限必要なことである。	ること
--	-----

⇒事務局と委員で議会報告会に関する資料収集を進めることで決定。

令和3年10月6日(第6回)

⇒「議会報告会について」をテーマとして議員間討議を試行することで決定。

事務局から議会報告会に関する資料を配布。

令和3年11月9日(第7回)

「議会報告会について」をテーマとして議員間討議を試行。

<試行中に出された意見>

政策市民	報告会の開催時期は各定例会後。年に2回実施して評価してはどうか。 場所は東西3か所ずつ(各地区公民館)。議員は自分の地区ではない 場所へ出席する。平日であれば遅い時間帯に開催し、土日開催も検討 が必要。質疑応答、録画配信などを可能とする。 デメリットがあるから報告会をやらないのではなく、解決方法を探りな がら実施する方がよい。
同志会	対面形式からグループディスカッション形式として、住民と話し合う機会を設けることは大事なことである。参加者の固定化、女性や若年層の参加が少ないという課題がある。 市民の意見集約は議員の役割でもあるため、報告会によりその役割が薄れてしまうことが懸念される。参加者を集めることに集中しすぎると意見交換会となってしまうのではないか。
共産党	議会の説明責任、市民意見の市政への反映、市民との交流の3点が報告会開催の意義である。 開催方法は東西2か所ずつ(公民館)、毎年議員をローテーションさせて実施してはどうか。開催時期は各定例会後(当面は予算、決算審査のある3月、9月のみでもよい)。開催の周知方法はホームページや広報、議会だよりなど。
公明党	報告会の開催方法によっては、市民に市政を自分事と考えてもらうきっかけとなり、意識が高まる点がメリットである。もともと議会に関心のある市民が参加し、議会批判に終始するのでないか、議員の個人的主観による発言が懸念される点がデメリットである。ホームページや議会だよりによる周知は興味が無い層はそもそも見ないのではないか。報告会に参加できない市民向けに広く参画してもらえる手法の検討が必要(YouTube など)。

令和3年12月8日(第8回)

前回の委員会で出た論点について事務局より資料を配布し、協議。

<今後の進め方について>

政策市民	実際に議会報告会を行っている様子を見に行くのはどうか。
同志会	協議を進めても結局不要だった、となることがないように、議会報告会は何のために必要なのか、よく議論する必要がある。このテーマに議論 を費やす必要があるのか先に決めた方がよい。
共産党	議会運営委員会で以前視察した会津若松市議会が進んでいると考える。インターネットなどで調査した方がよい。 報告の手法については、地域によって対面、オンラインのどちらがよいかということもあると考える。
公明党	議会報告会をうまく実施している議会と、一般的な内容で実施している 議会と、2か所程度を視察してから協議を進めてはどうか。 会派間で合意が得られていない案件のため、協議に時間がかかるのは 仕方がないと考える。
彩の会	市民に対する報告は議員間討議の導入により、今よりも進むと思われる。市民からの意見聴取についてもネット配信などの手法もあり、対面で行うことについては検討が必要と考える。

⇒議会報告会の論点について会派で意見をまとめて次回協議を行うことで決定。

令和4年4月13日(第10回)

⇒議会基本条例の検討スケジュールに合わせ、次回協議を行うことで決定。

令和4年5月27日(第11回)

<議会報告会について>

政策市民	議会報告会は実施した方がよい。
同志会	現状は議会基本条例に盛り込む必要は無い。市民の意見聴取は議員 それぞれの仕事でもある。

共産党	議会報告会は実施した方がよい。
公明党	議論の途上にあるため、現時点では議会基本条例に盛り込む必要は無い。市民の意見聴取をする場については、個々の市民だけではなく、団体についても対象にしてはどうか。
彩の会	市民と直接意見を交換する必要性はある。視察も含め、引き続き検討してはどうか。

⇒議会報告会について視察を行うことで決定。視察先については正副委員長と事務局 で調査を行う。

令和4年6月21日(第12回)

<視察先、視察方法について>

100000000000000000000000000000000000000	
政策市民	オンライン視察でもよい。実際の議会報告会の映像が確認出来たらよいと考える。
共産党	会津若松市、飯綱町、田原市、北本市などがよい。
公明党	大津市がよい。過去に行っていた地域別報告会の課題や、意見交換会をどのように議会の政策に反映しているか確認したい。オンライン視察でもよい。

⇒意見を踏まえ、正副委員長と事務局で視察先や方法について決定する。委員派遣に ついて委員会内で決定。

令和 4 年 7 月 25 日(オンライン視察)

上越市、堺市、大津市へオンラインによる視察を実施

※詳細は「オンライン調査報告書」を参照。

令和4年8月25日(第14回)

<視察の感想・意見>

共産党	視察は非常に参考になった。委員会の中で視察に対する感想などを述べる時間を設けるべきである。
-----	---

彩	0	会

視察により共通の課題などがあることが分かった。当初想定していた議会報告会の在り方についても再検討する必要があるため、引き続き協議を続けるべきである。

⇒視察を踏まえ、今後の進め方などについて次回以降協議する。

令和 4 年 10 月 19 日(第 15 回)

<今後の進め方について>

政策市民	議会報告会を開催するべきという意見に変更は無い。ただし、様々な課題があることについては会派内では共通認識であり、議会報告会を行いながら調整していくやり方がよいのではないか。 議会基本条例の中に条例化することについては現時点では難しいとは考える。
同志会	参加者の固定化などの課題があると考える。まずはデジタルサイネージなどを活用することを先行した方がよいと考える。議会報告会については急いで行うのではなく、調査をしながらじっくりと進めていくべきである。
共産党	議会報告会を開催するべきという意見である。他市においても試行錯誤しながら開催していることが分かった。上尾市でも同じような方法で進めればよい。 議会基本条例の中に条例化することについては現時点では難しいとは考える。
公明党	各市でも工夫して開催している中で共通課題もあるため、どのように解 決していくか継続して調査検討していった方がよい。 まずは議会基本条例の制定を行ってから検討してはどうか。
彩の会	まずは議会基本条例の制定が第一である。議会報告会については引き続き議論していった方がよい。

[⇒]議会基本条例の制定を優先し、その後に改めて協議することで決定。

令和5年8月2日~3日(行政視察)

<視察先>

- ·福井県越前市
- ·石川県加賀市
- ※詳細は「行政視察報告書」を参照。

令和5年10月23日(第25回)

⇒引継とすることで決定。

ソーシャルネットワークの活用

概要

SNS を活用し、「開かれた議会」の取り組みの一環として、議会の情報を発信する。

協議結果

<主な意見>

- ・現在の市議会のホームページの更新や刷新も含めてやっていくべきではないか。
- ・以前の会議経過や背景を踏まえたうえで、議会 報編集委員会に依頼するのが望ましい。



<決定事項>

議会報編集委員会へ協議を依頼することで決定。

協議內容

令和3年7月7日(第4回)

<ソーシャルネットワークの活用について>

政策市民	SNS の運用を行うのが議会事務局となってしまうと、業務量が増えてしまうことから、進めることは反対ではないが優先順位は低いと考える。
同志会	デジタル社会が到来し、これからの時代、そういった人材を育てていく ことは大事なことであり、市議会も変わっていくということも大事だと思 うが、これを運用するのはやはり議会事務局である。議会事務局の負 担とならないことが大事なので、引き続き調査し、現在の市議会のホー ムページの更新や刷新も含めてやっていくべきではないか。
共産党	SNS を活用して市民に伝えることは非常に大事なことと考える。発信の 仕方については研究すればよいが、必要なことだと思っている。
公明党	SNS で発進した方がよい。運用については議会事務局ではなく、議会報編集委員会のメンバーではないかという意見もあった。マニュアル化する等、情報発信の中立性が保たれるように考えていくのがよい。
彩の会	ソーシャルネットワークを活用し、意見の双方向性、市民からも意見をもらえる形でできるのではないか。

令和5年5月23日(第22回)

- <今後の日程確認とその他の協議事項について>
- ⇒【会議録と資料の関連付け】【ソーシャルネットワークの活用】【議会報編集委員会の名 称変更】の3項目について、議会報編集委員会へ協議を依頼することで決定。

令和5年10月23日(第25回)

- <議会報編集委員会協議結果について>
- ⇒議会報編集委員会の協議内容を尊重し、終結とすることで決定。

議会報編集委員会協議内容

令和5年7月19日

<ソーシャルネットワークの活用について>

政策市民	SNSで発信することはいいことだと思うが、誰が運営するかが問題である。事務局がやると業務負担になってしまう。
	SNSは重要だが、議会としてではなく、まだ個人の責任でやったほうがいい。
同志会	目的、使い方でやり方が変わるので、目的から決めていった方がいい。
共産党	SNSの活用は大事であるが、運用にはノウハウが必要である。また更新のタイミング、事務局がやる場合の負担、事務局がやらない場合誰が運用するのかという話が出た。

⇒各会派意見を集約し、協議することで決定。

令和5年9月29日

<ソーシャルネットワークの活用について>

	The state of the s
公明党	SNSの活用については、やっていったほうがいいと思うが、どのような内容を発信するのか、誰が何を行うのかは検討していく必要がある。
彩の会	・次の2つを運用。 ①X(旧Twitter) 即時性の高い内容として、日ごとの議事日程を発信する。発信のみで、返信はしない。 ②フェイスブック 会議録を公開したらお知らせする。 ・中立性を担保するため、事務局運用が良い。 ・写真を掲載できるかについては今後検討。

⇒意見の一致には至らなかった。

政治倫理規程の策定・議員の品位について

概要

令和2年9月定例会において可決した上尾市議会議員政治倫理条例の検証に関する ことや議員の品位について協議を行う。

協議結果

<主な意見>

- ・上尾市議会議員政治倫理条例の検証を行う場は 決まっていない。議会運営委員会などで協議が 必要。
- ・議員の品位については、議会全体で見解を示す 必要がある。

<決定事項>

議員の品位に関する見解(定義)や、倫理条例の見直しを行う場について、議会運営委員会へ協議を依頼する

※令和4年11月30日の議会運営委員会で協議、今後 は議会運営委員会内で協議を行うことで決定。



協議内容

令和3年7月7日(第4回)

<政治倫理条例、議員の品位について>

政策市民	将来、議員になろうとする人が社会福祉法人などの代表であるために 議員になることができない、というのは問題がある。何らかの機会で議 論してもらえればありがたい。
同志会	議員の品格、TPO というのは求められるため、政治倫理条例と一緒に引き続き議論していくべき。
共産党	政治倫理条例の検証は適宜やっていく必要があると考える。
公明党	政治倫理条例について様々な検証を引き続き並行してやっていく必要がある。

令和4年8月25日(第14回)

<協議を行う場について>

同志会	議員の品位や名誉の見解については、議会改革特別委員会で協議するのではなく、例えば議会運営委員会における協議や、政治倫理条例の見直しを行う際に方向性を決めていけばよい。
	政治倫理条例の見直しをする時、あるいは個別でも構わないが、議員の品位、倫理観について議会運営委員会等で方向性を出していくことが必要である。
共産党	政治倫理条例の見直しの場については確かに決めていない。議員全体 の問題であるため、この対応については議会改革特別委員会よりも議 会運営委員会の方がよい。
彩の会	議員の品位や名誉については主観で変わってしまう。議会全体で見解 を示す必要がある。

[⇒]議会運営委員会へ協議を依頼することで決定。

議長立候補制の導入

概要

議長、副議長を選出する際に、立候補を行い、所信表明を行うことで、議会の代表者としてふさわしいかどうか、判断の一助とする。

※地方自治法で議員による「互選」が保障されているため、立候補者の中から必ず議長、副議長を選ぶという縛りを条例でかけることは出来ない。

協議結果

<主な意見>

- ・立候補制には賛成である。議長選挙の際に投じ られる白票の数が減少するのではないか。
- ・議員間の互選が大事になる。従前どおりの形でよい。



<決定事項>

なし

協議內容

令和3年7月7日(第4回)

<議長立候補制(所信表明)の導入について>

政策市民	議論する優先順位としては低いものと考える。
同志会	反対する理由は無いが、特段の必要性はないと感じている。
共産党	所信表明については行う必要があると思っている。
公明党	現状のままでよい。行うということであれば反対はしないが、しっかりした議論が必要になる。
彩の会	議員間の互選が大事になる。従前どおりの形でよい。

令和4年7月22日(第13回)

<議長立候補制(所信表明)の導入について>

政策市民	立候補制には賛成である。議長(副議長)選挙の際に投じられる白票の 数が減少するのではないか。
同志会	議長、副議長は就任に当たってのあいさつの中で、決意表明等、議会 運営を行っていく上での心意気を述べているため、所信表明などは不 要と思っている。
共産党	議長、副議長に立候補する際に、所信表明により紹介を行うことは最低 限必要と考える。
公明党	他自治体の事例等を含め、しっかりと調査を行い、議論していく必要がある。

令和5年7月14日(第23回)

<議長立候補制(所信表明)の導入について>

政策市民	議長という役職の重要性を考慮して必要と考える。

同志会	従来どおりの運用で問題ないと考える。
共産党	なぜ立候補するのかの所信表明を行うべき。
公明党	現状のままでいい。
彩の会	従来どおり

令和5年8月23日(第24回)

<議長立候補制(所信表明)の導入について>

同志会	議長とあるが、副議長の所信表明も検討するのか。
公明党	立候補の際に自分の主張に賛同を求めることにより、議会運営委員会 や議会改革特別委員会で積み上げてきたものを崩してしまうことが懸 念されるため、導入については反対である。
彩の会	希望者の所信表明の場を考えると、これまでの議会運営を見直す必要 があり、現状でいいのではないかと考えている。

[⇒]現状どおりとすることで決定。必要があれば、次の任期で協議していく。

議員定数、議員報酬、政務活動費、費用弁償

概要

効率的な議会活動に資するため、議員定数、報酬、政務活動費、費用弁償について、 検討する。

協議結果

<主な意見>

- ・議員の定数や報酬についてはコロナ禍で協議していくような内容ではない。
- ・議員の定数、議員報酬、政務活動費、費用弁償の4つはセットで議論しなければならない。



<決定事項>

なし

協議内容

令和3年7月7日(第4回)

<各協議事項について>

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
政策市民	議員の定数や報酬についてはコロナ禍で協議していくような内容ではない。政務活動費や費用弁償についても他自治体を調査する必要がある。
同志会	議員の定数については中長期的に考える必要がある。人口規模に応じた議員の定数と報酬について議論できればよい。政務活動費と費用弁 償についても同様に研究しながら議論していければよい。
共産党	議員の定数については議会運営委員会で議論したこともあるが、現状のままでよいという結論になっている。議員報酬も現状維持でよい。政務活動費については非常に少ないという意見である。費用弁償についてはやめるべきと考える。
公明党	議員の定数、議員報酬、政務活動費、費用弁償の4つはセットで議論しなければならない。報酬審議会の資料も検討しながら議論を深めていければよい。
彩の会	全体の中で上尾市がどういう立場にあるか、検証しながら協議していく ことが必要である。報酬審議会で行われた議論について情報があれば 教えてほしい。

⇒事務局で関係する資料をまとめて提示することで決定。

令和3年8月19日(第5回)

事務局から関係資料を配布。

令和4年8月25日(第14回)

<各協議事項について>

政策市民	議員報酬については報酬審議会の答申のとおり上げた方がよいという 意見があったが、市民感情などを考えると、領収書などを市民に公開 し、透明性が担保されている政務活動費の方で担保してはどうか。
同志会	政務活動費を上げることで、市民に対する説明責任になり、議員活動の 幅が広がるのではないか。中長期的に議論を積み重ねていった方がよ い。

共産党	議員の定数については、以前、議会運営委員会で議論を行い、変更しないという結論を出している。政務活動費については、現状だと赤字になってしまうため上げてほしい。
公明党	議員の定数について減らすか増やすか、報酬のこともあり、議員の中だけで協議するのは難しいと感じる。請願などが出された場合にはまた協議するのは必要だと思う。費用弁償についても市民から意見もあるので、この機会にしっかりと話し合うのもよいと思う。

令和5年10月23日(第25回)

⇒引継とすることで決定。

議会基本条例の制定

概要

調査機能、政策形成機能、監視機能等を強化し、揺るぎない地方政府を確立するため、 市民福祉の増進と市政の健全な発展を実現することを決意し、ここに議会の最高規範と なる上尾市議会基本条例を制定する。

協議結果

<主な意見>

- ・議会改革を推進するという文言を条例の中に入 れた方がよい。
- ・議会としては議会の在り方を自ら宣言すべきである。
- ・議会や議員活動の活性化、さらにどう充実させていくのかという、議会活動の基本的なことを制定するというのは当然のことで、やる必要がある。



<決定事項>

- ・令和5年6月定例会に委員会提出議案として 上程する。
 - ⇒令和5年6月27日施行

協議内容

令和3年5月7日(第3回)

<議会基本条例について>

同志会	最高規範である議会基本条例については、政治倫理も絡めた形でつくるべきと考える。基本中の基本の議会基本条例をまず今後の検討課題にしてはいかがか。 何のために議会があるのかということを前提としながら、議会基本条例等についても検討していくべきである。
共産党	議会基本条例の整備が課題である。議会とはこうあるべきだということ を学習することが前提である。

令和3年7月7日(第4回)

<議会基本条例について>

政策市民	ぜひ議会基本条例を制定したい。現状での条例案を作成し、足りない ものを付け足していくという作り方をしてはどうか。
同志会	他自治体の事例も調査研究しながら、制定に向けて進めるべきである。
共産党	議会基本条例は早く制定したい。早急に体制をつくるべきである。
公明党	これまで上尾市議会が積み上げてきたものを条例化するということなら ば容易に作れると考えるが、それだけでなく中身のあるものとする場 合、時間をかけて議論をしていく必要があると考えている。
彩の会	議会基本条例については進めていくべきである。しかし、内容が議員の活動の制限にならないように、今ある会議規則や委員会条例などの例規、先例との兼ね合いが前提である。慎重に時間をかけて進める必要がある。条例を作る前に市政のチェックや、議員活動の充実をした方がよいという意見もあった。

⇒委員会協議事項のうち、議会基本条例に該当するものとしないものについて、正副委員長と事務局で案を作成する。該当しない事項については優先順位をつけて順次取り組んでいくことで決定。

令和3年8月19日(第5回)

議会基本条例の考え方と検討スケジュールについて事務局より説明。

<検討スケジュールについて>

政策市民	できるだけ早く進めた方がよい。事前に会派でよく話し合ってから委員会で協議を進めたらよいと思う。
同志会	予定どおり協議が進まず、議論が煮詰まらない状態で議会へ提出することは好ましくないため、令和5年6月議会の上程と言わず、3月上程に設定し、ずれても6月に上程という組み方をすべきではないか。年度区切りで4月から運用開始とした方が理解されやすいと思われる。
共産党	議会基本条例がどういったものなのか、ある程度学習して協議しないと、なかなか議論が進まないと思う。議会事務局から書籍の紹介や学習会を行う等必要ではないか。
公明党	優先順位に基づきスケジュールを決めて、協議をスタートし、遅延など が生じた場合は調整すればよい。

⇒議会基本条例制定に向けた基本的な考え方については会派持ち帰りとし、議会基本 条例スケジュール案については条例制定時期について再調整を行うことで決定。

令和3年10月6日(第6回)

議会基本条例制定に向けた基本的な考え方や、議会基本条例の目的、目標、スケジュール等について協議。

<目的、目標、スケジュール等について>

政策市民	目的については一般的な内容をもとに検討してはどうか。議会改革を推進するという文言を条例の中に入れた方がよい。スケジュールは案のとおりでよい。
同志会	上尾市で起きた事件の再発防止、市民の信頼回復という2点をもとに 政治倫理条例を作った経緯があるため、議会基本条例の制定について は前向きに取り組んでいくべきと考える。政治倫理条例制定の際にも 非常に時間を要したので、スケジュールについても時期ありきではな く、しっかりと時間をかけていくべきである。

共産党	しっかりした前文を入れたり、その中で目的を入れたりなど、どういう組み立てでつくっていくか検討が必要である。議会基本条例の制定となると時間がかかる。3月議会に上程することはできないと思う。 そもそも議会基本条例は何を目的とするのか、各委員が押さえることが必要である。書籍や各自治体の条例を読み込むことが大事である。
公明党	以前の議会改革特別委員会でも議会基本条例について話し合われた 経緯があり、その時に目的についても作られている。この条文を引用し てはどうか。目標については協議していく中で変動する部分もあるの で、今後協議の中で追加が出てくると思う。スケジュールについても時 間をかけて条例は作っていく必要性を感じている。
彩の会	会派の中に議会基本条例制定について懐疑的な意見が出ている。議会基本条例の制定を議会改革特別委員会で協議することは、委員会の目的が議会基本条例の制定になってしまう。条例制定が議会改革の目的なのか、委員会として議員全員に分かるように意思統一をしておいてほしい、という意見があった。
	議会基本条例ではなく、議会改革の条例を制定した方が限定的でスムーズにいくのではないか、議員政治倫理条例においてもなかなか会派の意見が一致しなかったため、スケジュールが厳しいのではないか、まずは基本的な考え方を検討してほしい、という意見があった。

[⇒]議会基本条例を作る目的について各会派で意見をまとめ、協議を行うことで決定。

令和3年11月9日(第7回)

<議会基本条例を作る目的について>

政策市民	開かれた議会、透明性のある議会というところを目指して、議会基本条例というのは必要だと考えている。
	内容については、今ある内容のものを組み込んでいき、足りないものを 足していくというようなつくり方がよい。
同志会	23万人都市の市民の負託に応えるには、明文化した基本条例をうたうのが議会としての正しい姿勢だと思う。また、不祥事等で上尾の議会が注目されておりますので、議会としては議会の在り方を自ら宣言すべきである。政治倫理条例が先行して制定されているため、それに含有する形で議会の憲法たる基本条例まで制定すべきものと考える。
共産党	議会や議員活動の活性化、さらにどう充実させていくのかという、議会活動の基本的なことを制定するというのは当然のことで、やる必要がある。もう一つは、市政の発展、福祉の充実といった立場で作った方がよい。各自治体の条例の内容なども参考にしながら作ればよい。
公明党	目的はこの条例の名前のとおり基本となる条例となるので、様々なところに記載があるものを包括的にまとめ、分かりやすくしていく必要がある。この条例を見れば議員としての臨む姿勢が分かる、というものにしていかないといけない。まずは条例を作ることを委員会の中でゴールとしていきたい。
	今既に決まっている条例や規則、合意できるところからまずは盛り込んでいって条例を作り、議論が必要な部分に関しては、条例を作ったあと改正できるようにすればよい。
彩の会	条例という規範性及び拘束性を考えた場合に、まず条例をつくることが目的とならないように条例制定は進めていくべきだという意見である。議会、そして議員たる姿勢と常に改革をする姿勢を条例によって示すことが議会基本条例であるべきと考える。この議会基本条例においては十分議論した上で、できるところから条例化していった方がいいのではないか。

[⇒]委員会で議会基本条例を制定する方針で決定。次回以降、協議事項の検討に入るため、今後の進め方について協議する。

令和3年12月8日(第8回)

<今後の進め方について>

政策市民	時間があれば議会基本条例の勉強会をやってもよいと思うが、他自治 体の条例をもとに検討する法に時間をかけた方がよいのではないか。
共産党	議会基本条例とはどういうものなのか、議員間で勉強会をする機会が 欲しいので検討してほしい。
	議会全体の問題となるので、この委員会の委員だけではなく、議員全員が一定の理解を深める必要はある。
彩の会	議会基本条例制定に向けて動き出そうという動きになったのに、これから講師を呼んで議会基本条例がどういうものか、というのは議論を逆に戻すことではないか。今日の委員会では協議項目など設定しなければならないのではないか。

⇒議員研修会で議会基本条例に関する講演を実施してほしい旨、申し入れをすることで 決定。次回から議会基本条例のうち「構成」「前文」「総則」から協議に入るため、各会 派の意見を持ち寄ることで決定。

令和4年2月2日(第9回)~令和5年5月23日(第22回)

議会基本条例の案文について協議。

<協議スケジュール>

令和 4 年 2 月 2 日 (第 9 回)	・構成、前文、総則
令和 4 年 4 月 13 日 (第 10 回)	・議会・議員の活動規範
令和 4 年 5 月 27 日 (第 11 回)	・住民との関係、長との関係
令和 4 年 7 月 22 日 (第 13 回)	・議会運営の基本ルール
令和 4 年 8 月 25 日 (第 14 回)	・政治倫理・定数・報酬・政務活動費・研修
令和 4 年 10 月 19 日 (第 15 回)	・その他、見直し手続

令和4年11月17日 (第16回)	・案文整理
令和4年11月28日 (第17回)	・案文整理
令和 4 年 12 月 16 日 (第 18 回)	・案文整理 ・会派に所属しない議員及び市執行部へ意見聴取する ことを決定。
令和 5 年 1 月 26 日 (第 19 回)	・議会基本条例案に対する市執行部の意見 ※会派に所属しない議員の意見、委員会出席意向ともに無し。 ・案文整理
令和 5 年 4 月 25 日 (第 21 回)	・案文整理・議会基本条例逐条解説の案文整理
令和 5 年 5 月 23 日 (第 22 回)	・案文整理・議会基本条例逐条解説の案文整理

議員間討議の導入

概要

執行部が提案する議案について、議員と執行部間における説明・質疑応答だけではな く、議員同士で意見を交わし、討議を行うことで、新たな論点や合意点を模索する。

協議結果

<主な意見>

- ・議員間討議は、政策を練り上げていくための一 つの手段である。
- ・議会側の責任を果たすためにも必要。
- ・討論、採決にどのように生かすのか、共通の認 識が必要。
- ・議員間討議は公開して行うべき。
- ・討議時間、発言時間にルールを設け、論点の整理を行って討議するべき。



<決定事項>

「上尾市議会議員間討議(試行)申し合わせ事項」を決定、令和4年6月定例会から運用開始。

令和3年5月7日(第3回)

<議員間討議について>

政策市民

会派では議員間討議の導入について要望が出ている。あらかじめ意見が出尽くした状況で、委員会なり本会議での採決を迎えられるようにできればというふうに考えている。

令和3年7月7日(第4回)

<議員間討議について>

ימוניונייו אינייי		
政策市民	議員間討議は前からやりたいと思っていたので、ぜひ議会基本条例を 制定したい。	
同志会	議員間討議の導入についても研究していくべき項目である。現状の委員会でマイクがオフの間にやっていることが議員間討議になると思う。 議会側の責任も明らかにしていく上では、議員間討議というのは引き 続き調査研究していくべきである。	
彩の会	議員間の討議というイメージが思い浮かばない。どういう場面で、どういうことを想定して議員間の討議を行うかということを共通認識として、まず枠組みをきちんと示すべきではないか。	
	討論と討議の分け方、認識の仕方をきちんと示していく必要がある。全協等の活用を進めていけば、その中で意見のやり取り、意見の表明というものができるので、議員間討議に近いことができるのではないか。	

⇒正副委員長と事務局で今後の進め方について検討する。

令和3年8月19日(第5回)

田原市議会の事例紹介と、議員間討議の映像を確認(委員会休憩中)。

⇒次回、議員間討議の論点を協議することで決定。

令和3年10月6日(第6回)

<議員間討議の論点について>

政策市民	議員間討議は原則公開で行った方がよい。また、発言回数については制限しないが、一回の発言時間には制限を設けるべきである。
同志会	現在、委員会で休憩中に実施しているものが議員間討議だと考えている。議員間討議を公開でやるなど、じっくり考えていく必要がある。
	議員間討議は、政策等について、いろんな角度から意見を出し合い、実 のあるものにしていくということが前提と思う。一つの政策をつくる、練 り上げていくための一つの手段だというふうに理解している。
共産党	討議時間については30分を一つの目途に実施し、状況により増やしてはどうか。対象の会議は、最初は常任委員会、予算決算特別委員会、全員協議会ぐらいでよい。ほか、議員間討議の申出について、いつまでにテーマを出すかという論点がある。会津若松市を参考にしてはどうか。
公明党	議員間討議は公開すべきである。まずは常任委員会から試行し、対象会議を広げていってはどうか。一つの議題については30分以内を目標に制限を設け、一回の発言時間についても3分以内として、論点の整理を行って討議をすることが必要である。
彩の会	議員間討議について、共通の目的にしておかなければいけない。それ ぞれの議員が賛否を明らかにするために討議を行っていくというもの が議員間討議のあるべき姿と思う。

⇒次回、試行として「議会報告会について」をテーマとして、委員会の中で議員間討議を 行うことで決定。

令和3年11月9日(第7回)

事務局説明の後、試行として議員間討議を実施。テーマは「議会報告会について」。

<試行を終えての感想・意見>

政策市民	テーマについて明確に賛否が分かれるという討議ではなかったため、本
	番を想定したものとは多少違うというところはあるが、今後慎重な審議

	をする上では、議員間討議というのは必要になってくると思う。
	議員間討議はやるべきだと思っている。他の方の意見を聞くと、そうい う方向に進んでいると思い、よいことと考えている。
	枠の大きいテーマの場合、内容を分類して時間を設定する等しないと 厳しい。ただ、議員間討議については相互理解につながったり、新たな 発見があったりするということができるため、ぜひ進めてほしい。
同志会	議員間討議に関しては、議案について執行部の説明不足等の状況下で生じてくる可能性があり、議案を議員の中で討議していく必要性は今後ますます増えてくる。今まで休憩中にやっていたことを委員会の中でやるとしたら非常に大きなことである。議員間討議についてはぜひ進める方向でこの委員会の中で議論が進めていければと期待している。
	やり方はかなり研究が必要というのは思った。準備していなかったことが相手から出て、どんどん論点が見えてくるというのはメリットと思う。 取捨選択が出てくる場面で必要というのは認識している。
共産党	実際にこれをやるともっとシビアな問題も想定される。しかし、賛否両方から議案に対し、いろいろな角度から意見を述べ合ってやるということは、その中身を充実させていく非常にいいことだと思う。大変なことも想定されるが、議員間討議はやっていく方向で検討したい。
	メリットやデメリットを挙げて議員間討議をすることにより、議案などに 対して意見の内容を深めるということにもなる。今回実施したことによっ て、今後どのように進めていくかつなげられればよい。
公明党	定まっていないものに関しては、やるやらないというところを討議の内容にして、そこで一定の方向性を見て、さらに議論をしていくというようにしないといけない。ざっくりとした内容の場合の討議の仕方というのは、今後考えていかないといけない。
	テーマによっては順序立てて議論していかないと難しいというのを感じた。しかしながら、テーマを最初に出して話し合うというのは、まとまりがついて、あちこちテーマが飛ばないでよかったと感じる。
彩の会	討議と一括りにしても、進め方や議題の設定の仕方が難しいことが分かった。議員間討議を行う目的が、最終的にどこに行き着くのかというところを設定し、討論、採決にどのように生かすのかというところを共通

の認識で持っておかないと、お互い意見に対して言いっ放しで討議が 終わるというような、何を明確化するために討議を行ったのかというと ころが薄れてしまう場合もあると感じた。

⇒正副委員長と事務局で今後の進め方について協議を行う。

令和3年12月8日(第8回)

議員間討議の制度設計について本格的に協議を開始。前回の試行結果と協議の進め 方、議員間討議の目的の明確化について協議。

令和4年2月2日(第9回)

議員間討議の目的と、議員間討議(試行)申し合わせ事項の内容について協議。

令和4年4月13日(第10回)

議員間討議(試行)申し合わせ事項の内容について協議

⇒申し合わせ事項を決定。令和4年6月定例会から試行を開始することを決定。

令和 4 年 5 月 27 日(第 11 回)

議員間討議(試行)申し合わせ事項について修正(申出委員の定義と申出期限について)。

令和5年10月23日(第25回)

試行の実績がないため、取り扱いについて協議。

<その他の協議事項>

政策市民

妥当な議題がなかったため、討議が行われなかった。議員間討議(試行)申し合わせ事項の対象議題を請願まで拡大することにより、討議が 行われやすくなるのではないか。

⇒引き続き協議することで決定。

なお、議会改革特別委員会の設置がないときは、議会運営委員会において協議を行う ことに決定。

災害時の行動方針、感染症蔓延時の BCP、 議会の BCP について

概要

頻発する災害や新たな感染症に対応し、議会の機能を維持するため、業務継続計画 (BCP)を策定する。

協議結果

<主な意見>

- ・早急に進める必要あり
- ・現状の運用を精査、確認が必要
- ・先進自治体の事例を参考にBCPを作成
- ・市が作成したBCPとリンクすべき

終結

<決定事項>

議会BCPを作成。令和3年12月定例会から 運用開始。

協議内容

令和3年7月7日(第4回)

<議会 BCP について>

政策市民	上尾市議会災害発生時の対応要領やマニュアル、新型コロナウイルス 感染症対策ガイドラインについて精査を行い、改めて内容を確認して進 めていけばよい。
同志会	市が作成したBCPを参考にうまくリンクしながら作成を進めるべきである。
共産党	BCPは早急につくる必要がある。
公明党	大雨による災害が各地で起きている状況であり、すぐにでも話を進めていく必要がある。災害発生時対応マニュアルより一歩進んだ業務継続計画について、市の作成したものと照らし合わせながら作成してはどうか。
彩の会	今ある災害発生時対応マニュアルを参考に検討を行い、早急に進める べきである。上尾市の場合は地理的に川の氾濫、地震が想定されるた め、似たような地理的条件の自治体を調べてほしい。

[⇒]議会側及び行政側の現状のマニュアルの確認と、類似環境の他自治体における事例 について、事務局で調査を行う。

令和3年10月6日(第6回)

事務局から資料に基づき説明(議会側及び行政側の現状のマニュアルや要領、他自治体の議会BCP事例)

<議会 BCP について>

政策市民	先進自治体を参考にして、既に上尾市議会にある災害発生時対応マニ ュアルなどを組み込んでいけばよいのではないか。
同志会	先進自治体で作成されたものをベースに上尾市版にアレンジして作成 してはどうか。

共産党	実効性のある BCP を作成すべきである。その意味では分厚い資料ではなく簡略にした方がよい。
	災害が発生した現場に議員が行ってよいのか、避難所は見に行くべきか、気づいたことは提案するかなど、議論を行う必要はある。
公明党	台風19号の時もそうだったが、議員が現場に行って電話で要望を伝えるということが、複数の議員から行われることで、市の職員が本来行うべき業務ができていたのか反省点として感じている。情報の収集の経路についても定める必要性を感じている。
	災害時に予算を速やかに執行するために専決処分することの是非についても議論をしていく必要がある。
	いくつか挙げられている BCP を参考に作成してはどうか。

⇒資料に提示されているものから骨子を作成する方向で協議を進めることで決定。

令和3年11月9日(第7回)

事務局から作成した議会 BCP の骨子案について説明。

⇒次回以降、BCP に盛り込みたい意見について会派から意見を集約して協議を行い、決 定後に全議員説明会で説明を行うことで決定。

令和3年12月8日(第8回)

事務局から修正した議会 BCP の骨子案について説明。

<議会 BCP の骨子について>

政策市民	(同志会の意見について)委員会条例や会議規則を改正した際に、議会 BCP に文言を載せればよいのではないか。
同志会	庁舎が被災するなど、委員会や議会を開くことが困難な場合、緊急時に おいてはウェブでの会議や文書による質疑を可能とするなど、検討して はどうか。
共産党	議員の中で防災士の資格をとり、地域の防災士協議会に入っている方もいる。議会で招集があった場合はそちらを優先するという文言があった方がよいのではないか。

公明党

(共産党の意見について)防災の資格があっても防災士協議会に入っているとは限らないため、あえて文言を入れなくてもよいのではないか。

⇒事務局案のとおりとし、全議員説明会で説明を行うことで決定。

代表質問と一般質問

概要

質問の重複を避け、円滑な議事運営に資するために、会派を代表して質問する制度 (代表質問)を導入する。

協議結果

<主な意見>

- ・代表質問は必要なし、代表質問だけでは市民の声を網羅できない。
- ・当初予算に対する審議については代表質問を認める。
- ・時期や一般質問との線引きが必要。しばらくは 現状のままでよい。



<決定事項>

なし

令和3年7月7日(第4回)

<代表質問について>

政策市民	現状、全議員が一般質問をできているため、代表質問の必要性は感じていない。
同志会	市長の施政方針が当初予算の審議の中で示される。その中においては 代表質問を取り入れる検討の余地がある。
共産党	県内ではさいたま市のみが実施している。現状のままでよい。
公明党	予算特別委員会の総括質疑との兼ね合いにもなるが、当初予算の審議 や今回のコロナ禍のような必要性が認められる時に限り、代表質問制 を取り入れてはどうか。
	代表質問を行う際にも、それとは別で一般質問は行うという考え方で ある。
彩の会	3月定例会においては一般質問を代表質問制にすることを検討してはどうか。

令和4年5月27日(第11回)

<代表質問について>

政策市民	代表質問の必要性は感じていない。
同志会	一般質問ではなく代表質問というのも一つの案ではあるが、当初予算 は市長の思いが入っているものであり、いわゆる施政方針に対するも のとして、総括質疑を代表質問へ置き換えていく議論もしてはどうか。
共産党	現状の一般質問の方式でよい。代表質問だけでは市民の声を網羅することはできないと考える。
公明党	代表質問はできるようにした方が良い。例えば3月定例会において当初 予算に関しては一般質問ではなく代表質問で行ってはどうか。

彩の会

代表質問を導入するとなると、時期や一般質問との線引きなどの検討が必要になる。しばらくは現状の一般質問の方式でいいのではないか。

令和 4 年 8 月 25 日(第 14 回)

⇒協議を終結とすることで決定。

議長・副議長の会派所属について

概要

議長、副議長は、中立性を担保するために会派を離脱する。

協議結果

<主な意見>

- ・公平性が保たれないのであれば、会派離脱を検 討すべきである。
- ・会派の成立条件の見直しと合わせて協議いただきたい。



<決定事項>

なし

令和3年7月7日(第4回)

<議長・副議長の会派所属について>

	ENTER PROPERTY CONTINUES OF THE PROPERTY OF TH	
政策市民	公平性が保たれないのであれば、会派離脱を検討すべきである。形だけ抜けるようなものでは駄目ではないか。	
同志会	議長、副議長が公平中立な立場で議事運営を行うのであればよいが、 国では無所属に一度なるなど明確にしている部分もある。調査をしなが ら引き続き考えていくべきである。	
共産党	今までも公平性に欠けるということは無いと考える。現状のままでよい。	
公明党	公平な運営が現状で保たれていると考える。形だけ抜ければよいという ものではなく、議長、副議長に関しては常に公平な議会運営を心がけな いといけないと考えるため、特段必要は無い。	

令和 4 年 7 月 22 日(第 13 回)

<議長・副議長の会派所属について>

政策市民	同志会と同意見である。
同志会	中立性という点を重視すると、本来は会派から離脱すべきと考える。
共産党	会派で再度検討したいと思う。
公明党	今のところ全会一致ではない。引き続き検討していけばよい。
彩の会	現状のままでよい。3人の会派であるため、会派から離脱をしてしまうと 2人になってしまう。この場合、会派の在り方はどうするのかという点も 考慮しながら、この問題については議論していただきたい。

令和5年7月14日(第23回)

<議長・副議長の会派所属について>

政策市民	中立性の観点において、会派所属しないほうが良い。
同志会	従来どおりの運用で問題ないと考える。
共産党	公平性の立場から判断してほしい。
公明党	公平性に欠ける状況にないため、現状のままでよいのではないか。
彩の会	議長が会派所属しないとなった場合、会派の成立要件とも関連することになる。

[⇒]現状どおりとすることで決定。

外部サポート

概要

地方自治法第100条の2に規定されている専門的事項の調査について活用する。

協議結果

<主な意見>

- ・議会として提言、提案していくため、学識の府 と連携していくことは重要である。ただし、ど こと連携していくかは、検討が必要である。
- ・何に対してサポートを受けるかを決めておか ないと、難しいと思う。
- ・専門的な方の意見を取り入れていく必要があ る。
- ・法的なサポートを必要と考えているが、何かし らのサポートはあったほうがいい。
- ・議会として、どういった部分にサポートが必要 なのかもう少し検討が必要。



<決定事項>

なし

令和3年7月7日(第4回)

<外部サポートについて>

政策市民	弁護士など、法律に詳しい方のサポートがよい。常駐すると費用がかか るため、必要な時に相談できる体制が望ましい。
同志会	大学とのパートナーシップ協定など、外部サポート制度は非常にすばら しいもので、ぜひ取り入れていくべきと思う。近隣にも聖学院大学や日 本薬科大学があるため、外部の空気を入れて議会が活性化していけば よい。
共産党	法律的な判断が求められたり、政策的に専門家に聞きたかったりすることもあるため、必要に応じて対応できるような体制はつくる必要がある。課題によっても違うが、市内の大学や専門機関と連携をとる体制は必要である。
公明党	外部サポートは必要と考える。常駐の必要は無いが、必要時に対応できる予算を確保し、すぐに対応できる体制を整えればよい。
彩の会	会派では政務活動費を活用し、法律相談をしているが、議会全体で法 律相談できるような体制を考えてもらえると、活動の場が広がると考え る。

令和3年12月8日(第8回)

<外部サポートについて>

同志会	大学の斬新な発想や学生の意見を取り入れることは必要と思う。議会 改革特別委員会である程度方向性を決め、各常任委員会などで学生 や教授を交え立案するなど、活用ができると思う。
共産党	地方自治法の改正により、専門的知見の活用(第100条の2)が創設されている。非常に大事なところであり、ぜひ取り入れてほしい。

[⇒]外部サポートの活用方法について会派持ち帰りとすることで決定。

令和4年2月2日(第9回)

<外部サポートの活用方法について>

718171	
政策市民	弁護士の相談体制、大学図書館の利用。 市で法務監を雇用しているため、議会側もそういう方と連携した方がよい。
同志会	日本薬科大学、聖学院大学、芝浦工業大学、まちづくり大学等、審議会で大学の先生と話をすると、議会の中では見えない部分もあるかと思うため、積極的にパートナーシップ協定を締結し、強化していくべきと考える。
	例えば日本薬科大学と埼玉県衛生研究所など、市と県と大学等の連携 の中で新たな政策ができたりすることもあるのではないかと考える。
共産党	その都度必要な事項を決め、弁護士や大学などへ要望を行う。常時提携する団体、大学も検討してはどうか。聖学院大学のほか、日本薬科大学、芝浦工業大学、高崎経済大学など、市の審議会で協力関係の大学について検討してはどうか。
	執行部をチェックする機能が議会としてあるならば、法務関係との連携 は必要である。
公明党	会派としてはまとまらなかったが、条例制定や議案審査に伴う課題について、大学や法律の専門家と連携してやりとりできるような体制をつくったほうがよいという意見があった。

[⇒]外部と連携し機能を高めていく方向性について合意。想定される提携先について事務 局で調査を行う。

令和4年7月22日(第13回)

<外部サポートについて>

政策市民	弁護士との相談体制をとると、金額的な部分もあるので、まずは法務監 と議会側がやり取りできるようにしてはどうかという意見があった。
同志会	外部サポートの内容について、あまり細かいことまでこの委員会で決め すぎてしまうと、新たな対応が難しくなるのではないか。

共産党	議会側で専門的な知識を吸収することは非常に大事なことである。執行部に対して議会がチェックする役割があり、議員だけでは難しいという場合には、地方自治法100条の2で規定されている専門家の協力を得る必要がある。これを十分活用することが大事だし、専門団体や近隣の大学、あるいは弁護士や税務関係等、その時々のテーマによっていろいろ必要になってくる。そういう知見が必要になってくるときが出てくると思う。
公明党	議会基本条例と並行して協議を行い、外部サポートについて決まったら来年からでも使えるように、予算取りなど進めていくのも一つである。 まずは議会基本条例の制定を進めることを最優先にしてはどうか。

令和5年5月23日(第22回)

- <外部サポートについて>
- ⇒行政視察等で他自治体における事例を確認し、引き続き協議していくことで決定。

令和5年8月2日~3日(行政視察)

<視察先>

- ·福井県越前市
- ·石川県加賀市
- ※詳細は「行政視察報告書」を参照。

令和5年8月23日(第24回)

<外部サポートについて>

政策市民	法的なサポートを必要と考えているが、何かしらのサポートはあったほうがいい。
同志会	何に対してサポートを受けるかを決めておかないと、難しいと思う。
共産党	専門的な方の意見を取り入れていく必要がある。
公明党	議会として提言、提案していくため、学識の府と連携していくことは重要 である。ただし、どこと連携していくかは、検討が必要である。

彩の会

議会として、どういった部分にサポートが必要なのかもう少し検討が必 要。

⇒継続して協議していくことで決定。

会議録と資料の関連付け

概要

本会議や委員会において配布した資料を、会議録に収録したり、会議録検索システムやホームページ上に載せたりすることで、会議録とリンクさせる。

協議結果

<主な意見>

- ・労力や費用面について調査研究が必要である。
- ・技術的に可能なところからやっていけばよい。

終結

<決定事項>

議会報編集委員会へ協議を依頼することで決定。

令和3年7月7日(第4回)

<会議録と資料の関連付けについて>

政策市民	賛成であるが、労力や費用面について調査研究が必要である。
同志会	議会事務局の負担にならないように考慮しながら進めていくべきと考え る。
共産党	聴覚障がい者への対応なども含め、非常に大事なことで進めてほしい と考える。
公明党	技術的に可能なところからやっていけばよい。工数的に今の人員数で足りるかという点も課題である。資料や動画との関連付けについては、タブレット端末の導入に合わせてデジタルデータの組み合わせを検討していけばよい。

令和 4 年 5 月 27 日(第 11 回)

<会議録と資料の関連付けについて>

同志会	資料は見えるようにした方がよいと思うが、どれくらいの費用がかかるかというのは、分かった段階で報告がほしい。基本的には議会報編集 委員会の管轄と思われるが、こちらの委員会にも報告はしてほしい。
共産党	資料は非常に大事であり必要と考えるため、公開する方向で検討して ほしい。
公明党	一般質問の資料が多くなるとは思うが、著作権などの課題があるかと思うので、議論しながら将来的にはできるようにしていければよい。 会議録への資料の紐づけについては、議会報編集委員会でも議論されている内容である。具体的な費用などは議会報編集委員会で協議をすればよい。まずはホームページを活用するという議論をしてはどうか。
彩の会	例えばホームページについては所管する委員会があり、議案の資料に ついては総務部総務課へリンクしている。このようにこの委員会だけで はなく、担当部署との協議が必要である。

[⇒]議会報編集委員会へ協議を依頼することで決定。

令和5年5月23日(第22回)

- <今後の日程確認とその他の協議事項について>
- ⇒【会議録と資料の関連付け】【ソーシャルネットワークの活用】【議会報編集委員会の名 称変更】の3項目について、議会報編集委員会へ協議を依頼することで決定。

令和5年10月23日(第25回)

- <議会報編集委員会協議結果について>
- ⇒議会報編集委員会の協議内容を尊重し、終結とすることで決定。

議会報編集委員会協議内容

令和5年7月19日

<会議録と資料の関連付けについて>

同志会	議会中継システムのアクセス数が増えており、さらに改善した方が広報的な効果は高い。そういう意味で言うと、議会中継システムとの紐付けで、かつ予算に影響しない、ホームページなどに資料を掲載しシステムからリンクを張ることから優先的にやってもいい。
共産党	資料との関連付けは幅広い人が見に行けない。ホームページにリンクを 張ってもたどり着けない人がいるのでハードルが高い。

⇒各会派意見を集約し、協議することで決定。

令和5年9月29日

<会議録と資料の関連付けについて>

	関連付けする場合は、全ての資料において対応することが望ましいが、 資料が膨大となり、予算の都合もあることから、下記対応が望ましいと 考える。
政策市民	(行政資料の場合) 資料を欲しい人には情報公開請求ではなく議会事務局で対応してもら う。
	(一般質問等の議員が用意した資料) 議会事務局を通して、各議員に対応してもらう。
	会議録と資料の関連付けは大きな予算をかけずに進められるのならば 検討して行くのが良い。
公明党	資料について閲覧までにするのか、ダウンロードも可にするのか、ダウンロード可の場合、改ざん対策はどのようにするのか等も併せて検討する必要もあるのではないか。
	外部ストレージにデータをアップし会議録へリンクを張るやり方の場合、 メンテナンス等の手間はどのくらい要するのか検討する必要もある。

議案提出者の資料(執行部配布資料)は関連付け

彩の会

一般質問資料(議員作成資料)は今後検討。実際に質問するか分からない。また、モニターに表示しない非公開資料もある可能性がある。現 状、映像に映しているので十分ではないかと考える。

⇒「会議録と資料の関連付け」は、費用等の課題から一致に至らなかった。

なお、議員作成資料と執行部作成資料の公開方法は、会議録との関連付けとは別の 協議事項として議論していくことで決定。

SNS 等情報発信の基準

概要

ソーシャルメディアは、インターネット上で文章、写真、動画などの情報を発信し、共有 された情報に対する他の利用者の意見を聴取することが可能なもので、個人の意見や情 報を簡単に多くの人と共有することができるプラットフォームである。

しかし、一度発信した情報を完全に削除することは困難であるため、誤った情報や誤解を招く情報を発信した場合は、情報の訂正が難しく、トラブルになる場合がある。

このため、上尾市議会議員として、ソーシャルメディアを利用し情報を発信する場合の 留意すべき事項等を策定する。

協議結果

<主な意見>

- ・議員個人の責任において行うべきだが、最低限 のルール(情報解禁、議会休憩中の更新禁止) 等はあるべき。
- ・議案の取扱い等、統一のルールを設けたほうが 良いと考える。



<決定事項>

「上尾市議会ソーシャルメディア運用ガイドラ イン」を決定。

令和3年7月7日(第4回)

<SNS 等情報発信の基準について>

政策市民	上尾市議会議員政治倫理条例の中で決まっている項目と考えている。 政治倫理条例制定特別委員会が無いため、議会改革特別委員会で決 めていくべきと考える。
同志会	上尾市議会議員政治倫理条例を検討した際にも、事実誤認、誤情報に よる名誉棄損等については明文化しなかったが、これも含まれるという ことで決定されている。前向きに研究を進めていくべきである。
共産党	上尾市議会議員政治倫理条例に含まれるという理解はしている。社会 的にもいろいろな事例があり、大変な状況になっている場合もあるた め、議論は必要と思う。
公明党	誤った情報や他人を傷つける情報が一度流れてしまうと、拡散されてしまうため、議員としてある程度のルールは作る必要がある。他の自治体の動向も含め調査研究し、進めていくべきである。
彩の会	早急にルールの策定をするべき。誤発信や他者の誹謗中傷を防ぐという意味で、疑いがある場合の協議する場や協議内容についても考えておく必要があるのではないか。

令和5年7月14日(第23回)

<SNS 等情報発信の基準について>

政策市民	議員個人の責任において行うべきだが、最低限のルール(情報解禁、議 会休憩中の更新禁止)等はあるべき。
同志会	プライベートのアカウントを併用して使用しているケースもあり、基準を 設けるにしてもどこまでを議員としての発信としてみなすのか協議が必 要。
共産党	誹謗、中傷、ヘイトなどは行わない。

公明党	秘密情報の扱いや倫理感を持った発信などある程度のレギュレーションが必要ではないか。
彩の会	議案の取扱い等、統一のルールを設けたほうが良いと考える。

令和5年7月14日(第23回)

- <SNS 等情報発信の基準について>
- ⇒議員を対象とした最低限の基準について作成することで決定。

令和5年8月23日(第24回)

- <SNS 等情報発信の基準について>
- ⇒たたき台を提示し、会派で意見集約のうえ、次回協議していくことで決定。

令和5年10月23日(第25回)

- <SNS 等情報発信の基準について>
- ⇒「上尾市議会ソーシャルメディア運用ガイドライン」を決定。

事務局改革

概要

議員の政策立案、政策提言などをサポートするために、議会事務局の機能強化を図る。

協議結果

<主な意見>

- ・外部サポートの活用
- ・法規経験者の再任用
- ・議会事務局職員の増員



<決定事項>

なし

令和3年7月7日(第4回)

<事務局改革について>

政策市民	上尾市だけの問題ではないと考えるため、他自治体を調査研究してほしい。外部サポート(弁護士など)を活用してはどうか。また、議会事務局の職員数について事務局としてはどのように考えているのか、その辺りも調査が必要である。
同志会	外部サポート(大学や法曹関係、他団体との連携)を活用しながら、議会事務局を強化していくということに尽きるのではないか。
共産党	現状、課題や問題があって提起されていることではなく、議会事務局を 改革するようなことは考えていない。議会事務局として議員の要望に応 え切れているのかが良く分からないため確認をしたい。
	むしろ議員の資質を高める必要があり、事務局の意見もよく聴きながら 進めていけばよい。
公明党	議会事務局の仕事の明確化をしていく必要がある。事務局だけで行う のか、外部の力を借りるべきなのか洗い出しをして、精査していく必要 がある。

令和 4 年 7 月 22 日(第 13 回)

<事務局改革について>

政策市民	法務担当者を配置することが一番良い。再任用で議会事務局に配置することも一つの案である。
同志会	委員会運営の中でも法的な部分が関連してくる。法務や財務の側面の 強化について、議会基本条例において明確にしておくべきではないか。 必要であれば人員を増やした方がよい。
共産党	政策立案が議会に求められるということは、いろいろな調査が必要となってくると思われる。それに対応する職員は増やすべきと考える。負担が既に超過しているのであれば今の時点でも人員を増やす必要がある。

公明党

議会基本条例に、組織体制の整備、人員ということを確保できるような文言を盛り込んではどうか。

令和4年8月25日(第14回)

⇒協議を終結とすることで決定。

議会図書室改革

概要

議会図書室は、地方自治法第100条第19項において、議員の調査研究に資するために設置することが求められているが、ほとんど利用されず物置や控室といった扱いになっている議会も多い。最近では他の図書館との連携や、タブレット端末による電子サービス、司書の配置などといった改革を行う議会が出てきている。

協議結果

<主な意見>

- ・レファレンス機能や電子サービスの活用など、 タブレット端末の活用
- ・購入図書の精査、議員への案内
- ・他図書館との連携
- ・司書の配置



<決定事項>

なし

協議内容

令和3年7月7日(第4回)

<議会図書室改革について>

政策市民	司書の常駐については費用がかかる問題でもあるため、可能であれば 行った方がよいが、積極的には考えていない。	
同志会	議員の質を上げるために必要な改革であると認識している。タブレット端末を活用したレファレンスや、購入する図書を精査し、よりよい資料が集まるようになればよい。議員のリクエストを聞くことももっと活発に行ってはどうか。	
共産党	新たに図書室に配架された書籍や資料などについて、議員へ情報が欲しい。	
公明党	タブレット端末の導入に伴い、電子サービスについても今後検討しては どうか。	
彩の会	配架された資料については案内が欲しい。タブレット端末の導入に伴い、レファレンス機能が加わると議員の調査研究の幅が広がるのではないか。横浜市や呉市の図書室を視察してはどうか。	

令和4年7月22日(第13回)

<議会図書室改革について>

政策市民	情報公開コーナーのように議会図書室にパソコンを設置して、その場で 情報閲覧ができるようにするなど、情報公開に関して議会図書室でで きるようにするとよい。
同志会	議会図書室は面積的にも予算的にも所蔵する書籍に限りがあるため、 他の図書館との連携を図ることも検討してほしい。
共産党	政策立案や政策提言に当たり、議会図書室で手助けをしてもらうという ことが非常に大事である。書籍の充実や司書の配置、新刊の導入案内 など検討していく必要がある。

令和4年8月25日(第14回)

⇒協議を終結とすることで決定。

文書質問

概要

市長に対して口頭による質問だけではなく、文書による質問についても認める。

協議結果

<主な意見>

- ・閉会中も含めて、文書質問はできるようにした 方がよい。質問や答弁の内容も公開すべきであ る。
- ・文書質問は口頭質問の代替の手段と捉えている。



<決定事項>

なし

令和 4 年 5 月 27 日(第 11 回)

<文書質問について>

同志会	必要性も感じるが、調査研究し、引き続き議論していく必要がある。
共産党	現状どおり、実施しなくてよい。

令和 4 年 7 月 22 日(第 13 回)

<文書質問について>

	V(I) X(I) I I I I I I I I I I I I I I I I I I	
政策市民	閉会中も含めて、文書質問はできるようにした方がよい。質問や答弁の 内容も公開すべきである。	
同志会	感染症等、様々な理由により議会が開けないということも想定できるので、文書質問は会議録に残るような制度設計を含め、何かしらの方法で文書として残るような方策を担保する必要がある。	
共産党	一般質問のことと考え現状どおりでよいとしていたが、議長を経由して 市長等へ文書による質問を行うという意味では有効であると考える。	
公明党	議論をさらに深めていく必要がある。	

⇒文書質問について、議会基本条例と並行して協議を続けることで決定。

令和 4 年 8 月 25 日(第 14 回)

事務局より制度設計に関する資料を配布、説明。

⇒制度設計について会派に持ち帰ることで決定。

令和 4 年 10 月 19 日(第 15 回)

<文書質問について>

· · · · · · ·	
政策市民	文書質問は、国会でいう質問趣意書と同等の扱いのものになるのではないか。
共産党	どのような場合でも市政に対して文書質問できるという形を考えている。
公明党	口頭による質問が基本であり、それができない場合に代替として文書 質問ができるものと考えている。
彩の会	文書質問は口頭質問の代替の手段と捉えている。

⇒再度、会派持ち帰りとして次回以降協議することで決定。

令和 4 年 11 月 17 日(第 16 回)

⇒議会基本条例の検討後に協議を行うことで決定。

令和5年10月23日(第25回)

⇒引継とすることで決定。

請願者の意見陳述

概要

請願の内容について、請願提出者から直接説明し、意見を述べる場を設け、委員会審査の参考とする。

協議結果

<主な意見>

- ・請願者の意見陳述については新たに制度を創設 し、ルールを明確にして行っていくべきである。
- ・現状行っている参考人招致を活用すればよい。



<決定事項>

協議內容

令和 4 年 5 月 27 日(第 11 回)

<請願者の意見陳述について>

日士人	請願を委員会で審査する中で、請願の内容がしっかりと伝わってこない部分があったりするので、委員会内で請願提出者から意見を聞く場についても、検討した方がよい。
同志会	請願提出者が各会派を回るだけでなく、委員会の中で新たな質疑等が出てくることもある。参考人制度を積極的に活用することが大前提である。
共産党	議会運営委員会において参考人招致の制度を活用することとなったが、議会基本条例にしっかりと位置付けた方がよいと提案した経緯がある。参考人招致ではなく、請願者が意見を言いたいという場合は、ストレートに認めるようにするべきである。
公明党	請願者の意見陳述については、参考人招致の仕組みがあるため、必要 に応じて参考人として呼ぶことで対応ができる。議会運営委員会でも 議論された内容であり、その中で出した会派の意見は変わらないと考 える。
彩の会	現状行っている参考人招致を活用すればよい。

令和4年6月21日(第12回)

⇒議会報告会と請願者の意見陳述について、視察を行うことで決定。意見を踏まえ、正 副委員長と事務局で視察先や方法について決定する。委員派遣について委員会内で 決定。

令和 4 年 7 月 25 日(オンライン視察)

上越市、堺市、大津市へオンラインによる視察を実施

※詳細は「オンライン調査報告書」を参照。

令和4年8月25日(第14回)

⇒視察を踏まえ、今後の進め方などについて次回以降協議する。

令和 4 年 10 月 19 日(第 15 回)

<請願者の意見陳述について>

政策市民	請願者の意見陳述については新たに制度を創設し、ルールを明確にして行っていくべきである。	
共産党	市民の意見を市政に反映する手段として大事ということで、この制度を取り入れている自治体もある。参考人としてではなく、意見を述べる希望があった場合は意見陳述を認めるべきである。参考人招致をすると費用弁償の支払いも必要となってしまう。 参考人制度を活用して意見陳述を行うこと自体は、今までのやり方からすれば前進している点だと考える。これをさらに進めるため、引き続き協議が必要である。	
公明党	現状、参考人の制度を活用しており、請願者の意見を聞く仕組みが全くないという訳では無いことを考えると、まずは参考人制度をさらにやりやすくする等で当面は代替できる。参考人招致を使わないことについては、法的な観点も含め引き続き調査をしていけばよい。	

令和5年10月23日(第25回)

⇒引継とすることで決定。

反問権の付与

概要

議論の活性化を図るため、市執行部に対し、議員からの質問に答えるのみではなく、議員へ逆質問する権限(反問権)を与える。

協議結果

<主な意見>

- ・質問に対する趣旨に関して問うことができるよ うに、反問権についても考える必要がある。
- ・反問権までは付与してもよいが、反論権までは 認めなくてよい。



<決定事項>

令和3年7月7日(第4回)

<反問権の付与について>

同志会

反問権の付与について、調査研究していくべき。

令和3年8月19日(第5回)

<反問権の付与について>

同志会

質問に対する趣旨に関して問うことができるように、反問権についても考える必要がある。

令和4年5月27日(第11回)

<反問権の付与について>

同志会	反問権は導入した方がよい。
共産党	反問権は採用してもよい。反問権が濫用されると議員の一般質問、質疑がやりにくくなるおそれがあるという指摘もあるが、議員は反問権を行使されないように質問事項をより一層調査研究し、質問の仕方を工夫するようになったとの報告もある。

令和4年7月22日(第13回)

<反問権の付与について>

同志会	反問権については検討の余地がある。一般質問について事前に調整しているが、時間の都合上やらざるを得ないことも分かるが、本来は違うのではないか。 運用ルールを細かく決めていく必要がある。執行部との兼ね合いもあると思うので調整が必要である。
共産党	反問権は採用した方がよいが、一般質問においては事前にヒアリング を行っていることから、本会議において反問を行うことは難しい面もあ るのではないか。

	上尾巾巌会
公明党	これをほかの
	l

上尾市議会一般質問実施要領の中に反問権の付与という項目がある。)委員会などに拡大して適用できるようにすればよい。反問 権の範囲も要領で示されている範囲(質問の趣旨を確認)でよい。

⇒反問の目的や反問権を行使できるケースなどについて、会派に持ち帰り協議を行うこ とで決定。

令和4年8月25日(第14回)

事務局より、反問権の目的などに関する会派意見をまとめた資料と、制度設計用の資 料を配布。

<反問権の付与について>

共産党	事前のヒアリングの段階で、答弁と質問は全部決めているため、その上でさらに市長が意見を言う、ということは起こり得ないと考える。反問権の設定については議論が必要である。
公明党	反問権ではなく、反論権の付与となると重く考える必要がある。
彩の会	本会議における質疑や一般質問は事前通告制であり、反問権の行使は限定される。通告どおりに質問をしない議員がいた場合の対応は、反問権ではなく議事整理権という意味で必要ではないか。本会議と委員会で分けて考えた方がよい。
	議員30人、それぞれの見方があって意見を述べることが大事である。 反論権を執行部に与えてしまうと、議会として意見を出す権利まで阻害 されてしまうおそれがある。執行部側の意見も確認する必要がある。

[⇒]反問権の制度設計について会派持ち帰りとすることで決定。

令和 4 年 10 月 19 日(第 15 回)

反問権の制度設計について協議。

<反論権について>

共産党	語句を聞き直したり、質問の内容や背景、根拠などを質問する程度でよいと考える。
公明党	反問権までは付与してもよいが、反論権までは認めなくてよい。
彩の会	事前に調整を行わない反論となると、前提が違う話をしてしまった場合、だんだん議論がかみ合わなくなってしまう。反論権は認めなくてよい。

[⇒]反論権は認めないことで決定。

<反問権の制度設計について>

政策市民	一般質問や委員会審査において、一回一回質問や要望に対して根拠はと聞かれてしまうと、非常に時間がかかってしまう可能性がある。
同志会	反問権という権利をどこまで重く考えるかによるが、反問権を行使する際は議長に許可を取ってから行った方がよい。 反問は質問時間に含めない方がよい。
共産党	議員が専門的なことを聞いても、担当部局の方が材料もあり、かなり知っている。これに対して議員がさらに反論するのは難しいのではないか。委員会が進行しないことにもなりかねないことから、委員会の中では質疑内容の確認程度にした方がよい。 一般質問については、事前ヒアリングで調整していなかった内容の質問が出た場合に、語句を聞き直したり、内容を確認したりするぐらいではないか。 反問は質問時間に含めない方がよい。

公明党	一般質問においては、一般質問実施要領において既に規定されている。この要領の幅を広げる形で、委員会においても反問できるようにしてはどうか。 反問は質問回数には含めないが、質問時間には含めた方がよい。
彩の会	あまり執行部側に範囲の広い反問権を認めてしまい、専門的な話に持ち込まれ、社会情勢を抜きにした個別具体的な話にされてしまうと、議会の審査機能がひっくり返されてしまう懸念がある。 反問は一般質問実施要領に合わせて質問時間に含めた方がよい。

令和 4 年 11 月 17 日(第 16 回)

⇒反問権に関する要綱について事務局より説明。新しく要綱を作成する必要があるか 検討したところ、新たな要綱作成は不要とし、現行の上尾市議会一般質問実施要領 に基づき運用を続けることで決定。

議会モニター制度

概要

住民から公募などによりモニターを選び、議会に関する意見を聴取する。

協議結果

<主な意見>

- ・外部の意見をもらえることは有効であるが、そ の制度やどこの委員会で意見を取扱うのかなど の検討が必要である。
- ・テーマがあってのモニター制度であり、例えば 効果検証のツールとしても活用できる。



<決定事項>

令和 4 年 10 月 19 日(第 15 回)

<議会モニター制度について>

政策市民	議会モニター制度についてどうするか、話し合った方がよいのではないか。
公明党	議会モニター制度について調査をしていたわけではないので、どのよう に導入していくのがいいのか検討したい。

令和5年8月2日~3日(行政視察)

<視察先>

- ·福井県越前市
- ·石川県加賀市
- ※詳細は「行政視察報告書」を参照。

令和5年8月23日(第24回)

<議会モニター制度について>

政策市民	外部の意見をもらえることはいいことだが、すぐにできることではない。 やってみる価値はある。モニターの入れ替えは必要であると思う。
同志会	テーマがあってのモニター制度であり、例えば効果検証のツールとして も活用できると思う。使い方を考える必要がある。テーマがあってのこ とであり、毎年やる必要はないと感じた。
公明党	どのような観点でモニターしてもらうかが大事であり、議論していく必要がある。
彩の会	外部の意見をもらえることは有効であるが、その制度やどこの委員会で 意見を取扱うのかなどの検討が必要である。また、モニターが言ってい ることに引っ張られてしまうことを懸念する。

[⇒]継続して協議していくことで決定。

議長・副議長の常任委員会委員の就任

概要

本会議で中立公平を保たなければならない立場である議長が、委員会において中立公平に反する意見等を述べることの無いように、議長は常任委員会の委員を辞任するものとする。

※副議長は議長に事故が無い限り、議員と同じ地位にあるため、この仕組みは適用されない。

協議結果

<主な意見>

- ・議長は委員会付託を行う立場であることから、 常任委員会には所属をしない。
- ・議長が委員として発言する機会があってもよい。



<決定事項>

令和 4 年 4 月 13 日(第 10 回)

<議長・副議長の常任委員就任について>

政策市民

他自治体では、議長が常任委員会から抜けているところもあるため、議論が必要と考える。

令和 4 年 7 月 22 日(第 13 回)

<議長・副議長の常任委員就任について>

政策市民	同志会と同意見である。
同志会	議長は委員会付託を行う立場であることから、常任委員会には所属をしない。
共産党	会派で再度検討したいと思う。
公明党	今のところ全会一致ではない。引き続き検討していけばよい。
彩の会	現状のままでよい。議長が委員として発言する機会があってもよい。

令和5年7月14日(第23回)

<議長・副議長の常任委員就任について>

政策市民	議長が常任委員会に付託することや、可否同数となった場合に議長が決するため
同志会	議会の長としての中立性を担保するため
共産党	出てもよい。
公明党	現状のままでいい
彩の会	従来どおり

[⇒]現状どおりとすることで決定。

議会報編集委員会の名称変更

概要

ホームページや SNS の活用を見据え、市議会ホームページを所管する議会報編集委員会の名称変更について検討する。

協議結果

<主な意見>

- ・様々な広報手段をカバーできるような名称にするべきではないか。
- ・ホームページを所管しているので、広報や広聴 といったことを盛り込んではどうか。



<決定事項>

議会報編集委員会へ協議を依頼することで決定。

令和 4 年 7 月 22 日(第 13 回)

<議会報編集委員会の名称変更について>

同志会	SNS は当たり前に使われる時代である。議会の情報を発信するという点では議会報編集委員会ではなく、適した名称に変更する必要もある。様々な広報手段をカバーできるような名称にするべきではないか。
公明党	ホームページや SNS の活用も今後考えられる。市議会のホームページ は議会報編集委員会が所管していると思うので、委員会の名称変更等 も考えていってはどうか。

⇒議会改革特別委員会の調査報告書を作成する際に協議を行い、必要であれば報告 書内に意見として記載し、議会全体での協議につなげることで決定。

令和5年1月26日(第19回)

<議会報編集委員会の名称変更について>

同志会	議会報を発行するのみではなく、それ以外のことも発信すべきである、といったことは報告としてまとめる必要はあると考えるが、委員会の名称を変更することを決定したり、名称の案を出したりする必要性は感じていない。一度、議会改革特別委員会で、議会報編集委員会の名称変更を決定してしまうと、さらに変更する必要が生じた際にまた議会改革特別委員会で決めなくてはならなくなってしまう。この委員会でできるのは、議会改革の観点で議会報編集委員会の名称の変更が必要といったことを提言として出す程度ではないか。
公明党	議会報編集委員会については、現時点でもホームページを所管しているので、広報や広聴といったことを盛り込んではどうか。例えば議会広報委員会とした方が、今後SNSを活用することになった際にもその委員会において対応できるのではないか。

令和5年5月23日(第22回)

- <今後の日程確認とその他の協議事項について>
- ⇒【会議録と資料の関連付け】【ソーシャルネットワークの活用】【議会報編集委員会の名 称変更】の3項目について、議会報編集委員会へ協議を依頼することで決定。

令和5年10月23日(第25回)

- <議会報編集委員会協議結果について>
- ⇒議会報編集委員会の協議内容を尊重し、終結とすることで決定。

議会報編集委員会協議内容

令和5年7月19日

<議会報編集委員会の名称変更>

政策市民	元々、議会報告会等を検討するにあたって、他市の事例では議会報編 集委員会に当たる委員会が運営しているところもあったことから、名称 変更が必要ではないかというところがきっかけだったと思う。
	議会側から何かを発信していくような状況であれば名称変更した方がいいが、このままであれば、緊急に名称変更する必要はない。
同志会	ホームページの変更もあることも理由に入っていたと思うので、議会報だけではないという意味合いでいうと「議会広報委員会」でいい。
共産党	今のままの内容であれば名称変更しなくていい。これから報告会等を 始めるときには名前を変えていく必要があると思う。

⇒各会派意見を集約し、協議することで決定。

令和5年9月29日

<議会報編集委員会の名称変更>

公明党	今後、議会としての広報活動の方向性などを決めてからの名称変更の 検討でいいのではないか。
彩の会	議会広報委員会

⇒意見の一致には至らなかった。